

滋 稅 第 571 号
令和7年(2025年)11月26日

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹 様

滋賀県知事 三日月 大造

みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のふさわしい制度について（諮問）

令和7年6月26日に諮問しました「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のあり方」について、貴審議会から、同年10月20日に、目指す地域交通の姿の実現に向け、議論の熟度を一層上げるべく、施策と費用負担の具体的な姿を提示できるように検討を進めるべきとの趣旨の答申をいただきました。

本県では、令和6年3月に策定した滋賀地域交通ビジョンの実現に向け、施策とその実施に必要な財源のあり方等をまとめた滋賀地域交通計画を今年度末に策定することを目指し、取り組んでいます。貴審議会からの答申も踏まえて、今まさに、施策の具体化と実施に必要な費用の算出等を進めており、その費用を賄うための財源の選択肢のひとつである新たな税についても、具体的な制度設計を進め、議論の熟度を一層上げる必要があると認識しているところです。

つきましては、下記の点を中心に、みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のふさわしい制度について、貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 移動を支えるための施策の財源を新たな税に求める意義
- (2) 新たな税の使途
 - ・新たな税のふさわしい使途について
 - ・税収の一部を市町に交付することについて
- (3) 新たな税の課税方式および税率
 - ・県税の超過課税方式を基本に検討することについて
 - ・超過課税の対象税目と税目間のバランスについて
 - ・税負担の適正性等について
- (4) 税収および使途の管理の手法
- (5) 効果検証手法
 - ・県民・県内事業者に分かりやすく便宜を示すための効果検証の手法について
 - ・効果検証のプロセスに県民が参加する仕組みについて
- (6) 新たな税の見直し時期